

杉戸町公共施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月26日

杉戸町

1 はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（令和2年5月4日）」において、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成することなど、自主的な感染防止のための取り組みを進めるようにされたことを踏まえ、町公共施設における具体的な対策を進めるために策定するものです。

杉戸町においては、国の専門家会議の提言において示された「新しい生活様式」の実践例を踏まえつつ基本的な考え方と具体的な取り組みについてこのガイドラインに定めることとします。

2 基本的な考え方

○住民生活に最も身近なサービスを提供する公的な施設として、人的物的な資源を確保して業務を継続することが求められます。

○施設等には不特定多数の人々が訪れることから、十分な感染予防対策を講じること、職員や来館者の感染を防止し業務の持続可能性を高めることが必要です。

○他業種における感染防止ガイドラインも参考にしながら、各施設における業務形態や来館者の利用時間等に適した具体的対策を創意工夫により随時取り入れていくことも必要です。

○国の専門家会議が提言で示した「新しい生活様式」の実践に向けて、各施設の実情に応じた実効性のある対策を推進していくことが必要です。

○このため、本ガイドラインでは、各施設において取り組む際に参考となる具体的な事例を示します。

○あわせて、各施設における職員等の健康と安全・安心を確保することが必要不可欠であることから、それを確保するために参考となる具体的な事例を示しま

す。

3 具体的な対策

(1) 共通事項

基本的には、法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。例えば人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することのほか、以下のものが挙げられる。

感染防止のための来館者の整理

（密にならないように対応。フロアマーカなどの設置。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限）

入口及び施設内の手指の消毒設備の設置

マスクの着用（職員等及び来館者に対する周知）

施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応）

施設の消毒

(2) 症状のある方の入場制限

新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある人は入場しないように呼びかけることは、感染症対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも行うことができる。

なお、施設によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも必要である。

(3) トイレにおける対策【感染リスク：高】

不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブ、洗面台の水栓など）は、清拭消毒を行う

トイレのふたを閉めて汚物を流すよう表示する

- 清掃者は、必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気をしながら清掃する
- トイレに人が密集しないように、フロアマーカ―を設置するなどして、最低1m（できれば2mを目安）の間隔を空けて整列するよう促す等の工夫を行う

（４）休憩スペース【感染リスク：高】

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- 休憩スペースは常時換気するよう努める
- 共有する物品（テーブルやいす等）は、定期的に消毒する
- 職員等が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

（５）ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液のついたゴミが含まれていることを想定し、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う

（６）清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いる
- 高頻度接触部位（受付カウンター、入口扉（引戸、押戸等）、エレベーター・自動ドアボタン、テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気スイッチ、電話機、蛇口、手すりなど）については、始業前、始業後に定期的に清拭消毒を実施する
- 子育てサロンのように、手を触れる可能性のある床がある施設については、前項に準じて定期的に清拭消毒を実施する

（７）換気の徹底

- 施設内が換気の悪い密閉空間となることを避けるため、換気設備を適切に運転管理する

- 窓やドアを定期的に開放して、室内換気に努める
- 必要に応じ喫煙室の利用を制限する

(8) 接触感染・飛沫感染の防止

職員等と来館者との接触機会を減らし、飛沫感染防止を行う。

- カウンターや受付に透明アクリル板またはビニールシートなどを設置し、飛沫感染防止を行う（設置したアクリル板等に接触しないよう留意）
- 現金の受け渡し等の際には、コイントレーの使用を励行する
- 職員等によるマスクの着用、こまめな手洗い・手指消毒の励行
- 対面で一定時間以上の説明などを行う場合は、感染予防の観点からマスクやフェイスシールド等の着用を行う

(9) 貸館施設における感染防止対策

- 収容定員の1/2までの利用制限
- 口頭及び文書による利用申し込み時における3密回避要請
- 利用者名簿の作成
- 混雑が予想される利用への自粛要請または入退場時における誘導整理要員確保の依頼
- 飲食を伴う会合について、対面しない座席の配置、時間を限った利用の要請、利用者による終了時の机等の清拭消毒の実施要請

(10) 来館者に対する理解促進

感染拡大を防止する観点から、次の内容について来館者に対して協力を呼びかけ、理解を求める。

- 発熱その他感冒様症状を呈している場合は入館を自粛すること
- 入館時にはマスクを着用すること。入館後に飲食等でマスクを外す際には、使用中のマスクを適切に管理すること
- 消毒液が備え付けられている際には、手指を消毒すること

- 咳エチケットを徹底すること
- 現金を数える際に、指をなめるなどの感染懸念行為は行わないこと
- 感染予防（職員等の対人距離の確保、飛沫対策等）の観点から、接客対応やサービス水準が従来とは異なるものになり得ること

(11) 職員等の感染予防・健康管理

業務を継続させていくためには、職員等の感染予防と健康管理の実施がそのための基礎となります。以下に挙げる取り組み例を参考に各所属において工夫して実施することが必要です。

①新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底

感染予防に関する基本的な知識について周知し、徹底させるために必要な指導・教育を実施する

②職員等への飛沫感染と接触感染の防止

マスクの着用、こまめな手洗い及び手指消毒の励行、手袋を使用した場合でも手洗い・手指消毒による感染予防が必要である旨を周知する。

③対人距離の確保

職員等が他の職員等や来客等との対人距離を確保できるよう、業務方法や動線について点検するとともに、職員等が自ら対人距離の確保に努めるよう指導する。

④執務室や更衣室等での対策

執務室、更衣室、休憩室等においても3密を避けるための対策を適切に講じるとともに、共有電話など複数の者が触れる箇所や機材等の消毒を定期的に行うなど、来館者が滞在する区域と同様に実情に応じた効果的な感染予防の取り組みを適切に実施する。

⑤その他感染予防・健康管理に関する指導

職場において、来庁者対応に伴う精神負荷も含め、職員等の日々の健康状態の把握に配慮するとともに、職員等に対し以下のような指導を行う。

- 咳エチケットを徹底する

- 出勤前に体温測定、自覚症状の確認を行い記録する
- 発熱その他感冒様症状を呈している場合には、所属長に連絡をし自宅待機する
- 濃厚接触者となった場合または陽性と判定された者と2週間以内に接触した履歴がある場合は、所属長へ直ちに連絡をする
- 感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報を提供する
- 出勤時、トイレ使用后、執務室等への入場時における手洗い、手指消毒を徹底する
- 勤務に際して、適切な休息の確保や水分補給など健康維持に必要な対応を行う
- 職員等一人ひとりが十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行う
- 体調がすぐれない場合に休みやすい職場環境づくりに努める
- 指定管理者、委託業者に対しても感染予防・健康管理に関する取り組みを同様に促す

(12) 感染防止に関する理解促進に向けた情報発信

感染予防を進めるためには、生活様式の変化について職員等を含め町民の理解が進むことが必要不可欠です。

このため、これまで述べた具体的な対策の中でも特に以下のことについて町民に対する協力依頼とわかりやすい情報発信に取り組むことが必要です。

- ①対人距離の確保及び混雑緩和にかかる理解促進
 - ・できるだけ2mを目安とする対人距離の確保
 - ・混雑が予想される場合の施設利用者数の制限
- ②感染防止対策への理解促進
 - ・マスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底
 - ・発熱や感冒様症状での来庁自粛

- ・ 感染懸念行為の防止

③ サービスの内容変化に対する理解促進

- ・ 接客対応やサービス水準の変化

- ・ 感染リスクの高い活動を目的とした施設利用の制限

【参考】 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言（2020年5月4日）」